

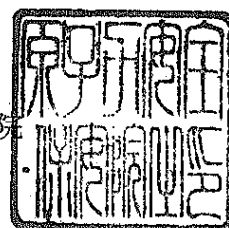
経済産業省

平成 16・11・19 原院第 3 号

平成 16 年 11 月 19 日

保安規程の変更命令基準（内規）

経済産業省原子力安全・保安院



鉱山保安法第 20 条に基づき、経済産業大臣が保安規程の変更を命ずる際の基準を次のように制定する。

1. 記載内容が現況調査の結果を踏まえておらず、保安のため適当でないと認める場合
 - (1) 現況調査の結果が保安規程に適切に反映されていない場合
 - (2) リスクマネジメントの手法としての、保安確保措置を状況に応じて見直すシステムが適切に構築されていない場合
 - (3) 鉱業権者の講ずべき措置内容が措置事例以外の場合は、それが措置事例の内容と同等以上であることを実証するなどにより自ら確認していない場合
2. 記載内容が鉱山保安法令に適合していない場合
 - (1) 保安規程が保安規程に記載すべき事項に基づいて記載されていない場合
 - (2) 各事項の記載内容が鉱山保安法令に適合していない場合
3. 保安のため必要があると認める場合
 - (1) ある鉱山で発生した重大災害について、他の鉱山での類似災害の発生を防止するため、改善策を講じさせる必要がある場合
 - (2) 保安に関する先進的な技術が開発され、それを導入させる必要がある場合など

附則 この基準は、制定の日から施行する。